「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集

在キューバ日本国大使館では、当館が実施する「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(以下, 草の根無償)に関する業務を補助する外部委嘱員(1名)を,以下の要領で募集します。

応募を希望される方は、下記に沿って必要書類を所定の方法で提出してください。国際協力に対する熱意を持った多くの方々の応募をお待ちしております。

1 外部委嘱員について

草の根無償とは、開発途上国においてNGO等が地域住民に直接裨益するプロジェクトを行う際に、活動に必要な資金を供与するプログラムです。外部委嘱員は、大使館との委嘱契約に基づき、担当館員の指示の下、草の根無償の案件形成、実施およびフォローアップに関わる補助業務を行います。

草の根・人間の安全保障無償資金協力についてはこちら(外務省ホームページ)

%キューバにおける草の根無償の実施状況は $\underline{a+1-11}$ 日本国大使館ホームページでもご覧いただけます。

2 業務内容

主に次のものがあげられます。

(1) 案件の形成にかかる調査

草の根無償案件の実施前に、当該地域の現状、問題点、援助ニーズ、当該地域あるいは分野におけるNGO等の活動状況、他ドナーの援助動向等を踏まえ、案件の形成又は実施に必要な事前調査を行います。必要に応じ、現地のサイトに行くこともあります。また、要請を行った被供与団体(NGO等)と詳細な点も含め調整を行います。

(2) 贈与契約の署名式や供与式のアレンジおよび補助業務

実施が決定された案件について、贈与契約の署名式のアレンジを行います。また、実際に案件が終了した際には、開所式や供与式をアレンジします。

(3) 報告書等の文書の取り付け

要請書、報告書等、草の根無償の実施に関連する文書を被供与団体から取り付けます。

(4) 案件監理、モニタリング、フォローアップ

申請案件を適正に審査するための技術的検討を行い、進捗状況の監理を行います。また、過去に実施した 案件について、実施状況のモニタリングを行い、今後同様の案件を発掘して実施する場合の指針や教訓 を得るためのフォローアップを行います。

3 委嘱契約の開始及び期間

2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間を予定。本人が希望し、かつ当館が適当と認める場合には、委嘱開始から最長で通算3年間まで延長することができます。

4 応募要件

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 日本語が母国語で、スペイン語が堪能であること(文書作成、交渉、会話の十分な能力を備えていること)。
- (3) 開発協力業務について知識・関心を有すること。開発協力分野の実務経験があることが望ましい。
- (4) ワード、エクセル、パワーポイントなどを使用して業務遂行可能であること。
- (5) 心身共に健康であること。地方への現地調査(車で長時間移動する場合あり)が1ヶ月に1回程 度の頻度であるため、これに対応できる体力があること。

4 待遇

当方規定に基づき、委嘱料(月額謝金)が支払われます。その他、必要に応じ、また規定に基づき、住居費および渡航に関する費用を支給します。

5 応募方法

2019年12月1日(日)まで(※キューバ時間12月1日(日)23:59までに必着)に、以下の書類を <u>kusanone@hv.mofa.go.jp</u>宛てにメールで送付してください。件名には、【草の根外部委嘱員応募(ご自身の氏名)】と明記してください。

- ・和文履歴書(写真付き,様式任意)
- ・自己紹介書(日本語, A4紙1枚以内。志望動機, 自己 PR 等をお書きください。)
- ・西文和訳問題の回答(問題文はこちら)
- ・最終学歴を証明できるもの(コピー)
- ・語学力を証明する書類 (DELE, 西語検定をお持ちの方) (コピー)

※語学に関する資格をお持ちでない方は、履歴書に自己評価(①基礎文法習得程度,②日常生活に支障がない程度,③一般的な業務が可能、④通訳など高度な業務が可能)を明記してください。

履歴書には電話番号とメールアドレスを必ず記載してください。ご提出いただいた個人情報は採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守いたします。なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。

6 選考方法

(1) 書類選考

書類選考の結果は12月中旬を目処に通知します。

(2) 面接試験

書類選考合格者を対象に、面接(電話またはスカイプ等によるビデオ面接)を実施します。12月中を予定しています。

応募期間を延長する場合がありますので、あらかじめご了承ください。その場合は当館ホームページに

てお知らせします。

選考過程や結果に関する問い合わせには一切お答えできません。

<ご留意いただく事項>

- (1)外部委嘱契約は雇用契約ではなく、草の根無償という特定業務の一部を委嘱する委嘱契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。海外旅行傷害保険等にはご自身で加入していただく必要があります。
- (2) 外部委嘱員は大使館職員として雇用または派遣されるのではなく、日本政府や在外公館を代表するものではありません。
- (3)外部委嘱員は、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはいけない守秘義務を有しています。